

くまもと政令市Q&A

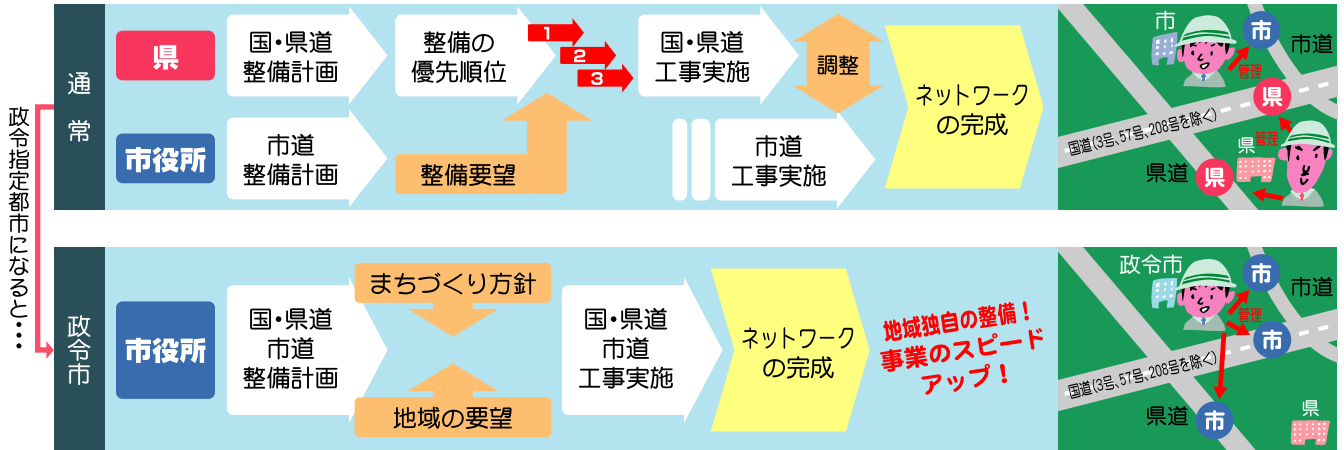
4.政令市のメリット(3) 道路整備やまちづくり

Q 道路整備のやり方も変わるってほんと？

A 国道や県道の整備が政令市で行えるようになります。

国道3号、57号及び208号を除く市内の国道、県道の管理や整備が市で行えます。これまで県道や国道の多くは県で整備していましたが、政令市になれば市域内で優先順位を決めて一体的な道路整備が可能となります。

◎国道(県管理)・県道・市道のネットワーク整備



Q ほかにどのような権限が県から市へ移るの？

A 道路整備に加え、都市計画も市の管轄となります。

道路・公園の整備や市街地開発事業といったさまざまな都市計画が、市の管理のもとで行われるようになります。上の質問の答えのとおり、道路整備の決定も市で出来るようになるため道路整備と合わせた都市計画ができ、一体的なまちづくりが実現します。

Q 業務が増えるけど財源は心配ないの？

A 政令市になると、市の財源も増えます。

政令市になると、市の業務が増え、これに伴う支出も増加します。この分は地方交付税の増額や新たな財源で、市が使用できる財源はきちんと増加します。さらに宝くじの発行も市でできるようになります。

◎増額または新たに見込まれる財源

地方交付税	地方道路譲与税
石油ガス譲与税	軽油引取税交付金
自動車取得税交付金	交通安全対策特別交付金
宝くじ販売収益金	

熊本市の試算では年間約140億円程度が見込まれています。

もっと詳しく！

■地方交付税

住民に対する公共サービスに格差が生じないように、国が各地方公共団体の財源不足を埋め、財政力の差を調整するために、国税5税の一定割合を地方に配分する税金です。基本的には使途についての制限はありません。

<国税5税>

所得税 法人税 酒税
消費税 たばこ税